

水と緑 未来にはばたけ 川根本町

今年も「産業文化祭」の季節が到来

住民の交流、ふれあいの場を提供することを目的に、まちの魅力・資源の再発見、地域への愛着につながる町民誰もが参加できる活気あるイベント「産業文化祭」を開催します。皆さんお誘い合わせの上、会場にお越しください。

【産業文化祭】

日時

11月6日 日

午前9時30分―午後2時30分

場所

役場前駐車場周辺

内容

会場敷地内での各種イベント

【美術作品展 産業文化祭会場】
日時
11月5日 土
午後1時―午後7時
11月6日 日
午前9時―午後2時30分

場所
中川根中学校体育館

【美術作品展 文化会館会場】
日時
11月9日 木―16日 木
※文化会館の開館日のみ
時間
午前9時―午後5時
会場
文化会館ロビーほか



問い合わせ まちづくり観光協会内 松本美乃里 ☎(59) 2746

いよいよ川根本町エコツーリズムネットワーク事業が折り返しの時期を迎えました。秋以降の体験プログラムは、これまでの半年間の経験を踏まえて、さらに結果として残していけるよう、活動を加速させていきたいと思っています。

9月は「稲作体験」「流木アート体験 & 自家製小麦のパウンドケーキ作り」「おーい！カップ隊〜キャンプ編〜」「滝で森林浴とヨガ」の4つのプログラムを実施しました。

秋といえば、食欲の秋、芸術の秋、スポーツの秋ということで、それぞれの体験プログラムでは、この時期だからこそ味わえるような個性あふれる体験ばかりでした。

これからの予定は、10月の「稲作体験」では稲刈りを実施します。4月に実施した田起こし作業から始まっ

たこのプログラムも今回が4回目。いよいよ待ちに待った収穫作業となります。私自身、今年の6月末から町内に10坪の畑を借りてナスやピーマンなどいろいろな野菜を作りました。野菜作りは初めての経験で大変な思いもしましたが、その分収穫の時の喜びは格別でした。お米の収穫も、個人的にとっても楽しみにしています。さらに10月23日 日と11月5日 土には「紅葉トレッキング」も予定しています。

本町は紅葉がとても美しい場所というだけで有名です。遠くから見ていだけでなく、トレッキングを楽しむことで、さらなる紅葉の魅力が発見できるはずですよ。

ぜひ町民の皆さんにも、地元を見直すきっかけとして多数ご参加いただけたらうれしく思います。

どうぞよろしくお願いします。



写真は8月に実施した藍の生葉染め体験



松本美乃里
エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。本年度、エコツーリズム推進事業の一員として、まちづくり観光協会の拠点に活動中。富士市出身。

正確な計量は生活の基本

私たちの身の回りには、ガス・水道・電気量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算など、さまざまな計量器が使われています。安全で快適な生活を送るため、これらの計量器が正確に動き、正しく使われることがとても大切です。

「計量法」という法律により、規制の対象となる計量器を指定し、適正な計量の基準を定めています。

食料品の内容量と風袋

はかりで量った重さのことを「量目」といいます。計量法では量目について「正確な計量」に努めるよう義務付けています。

また、商品の入れもの（トレイ、ラップ、経木など）と添え物（わさび、たれなど）を風袋と呼んでいます。商品の量目（内容量）に、風袋は含まれません。

※商品内容量＝商品全体の重さ（総量）－風袋

身近な特定計量器と有効期間

体温計、血圧計、ガスメーター、水道メーター、ガソリンスタンドの自動車等給油メーターなどは、計量法で「特定計量器」に定められています。その中には、検定などの有効期間があるものもあります。検定などの有効期間を過ぎたものは使用することができません。

※検定：製造・修理された特定計量器が法の基準に適合しているかどうかを検査すること。

取引・証明に使うはかりは定期検査を受けましょう

取引・証明に使用するはかりは、県または特定市（沼津市・富士市・静岡市・浜松市）が実施する2年に1回の定期検査を受ける必要があります。対象となるお店は食料品店、宅配便取扱店、薬局などです。

相談は、県計量検定所 ☎054-(28)8311までお願いします。

暮らしを支える正しい計量はかりは「定期検査」が必要です

商工観光課 ☎(58)7077

新しい保険証を送りました

国保加入者の皆さんに9月下旬、クリーム色をした新しい保険証を送付しました。お手元に届いた保険証について、記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないかを確認してください。有効期限の切れた保険証（うぐいす色）は、10月1日以降は使えませんので各自で破棄してください。

保険証をなくしたり、汚してしまったりしたときは再交付しますので、身分証明書とみとめ印を持参して、役場までお越しください。

なお、住所、氏名などに変更があったり、ほかの健康保険に加入したりした場合には、14日以内に生活健康課か総合支所住民生活室へ届出をしてください。

保険証の有効期限は平成24年9月30日です。ただし平成24年9月30日までに75歳になる人の保険証の有効期限は誕生日の前日までです。また、保険証に退

職の表示がなされ、平成24年9月30日までに65歳になる人は誕生月の末日（1日生まれの人は誕生日の前日）となっています。

保険証裏面に臓器提供意思表示欄を追加

臓器移植に関する法律の改正により、移植医療への理解を深める目的で保険証裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられました。臓器移植は病気や事故によって心臓や肝臓などの臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

なお意思表示欄に記入するかどうかは、被保険者の皆さんの判断によるものであり、必ずしも意思表示する必要はありません。詳細は、保険証に同封したパンフレットをご覧ください。

臓器提供意思表示欄が裏面に設けられました

10月から国民健康保険証が変更に

生活健康課 ☎(56)2222